

令和 7 年度北海道地方最低賃金審議会
第 3 回北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業
最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和 7 年 9 月 2 5 日（木） 9：50～10：33

2 場 所 札幌第一合同庁舎 北海道労働局 7 階会議室

3 出席者 公益代表委員 2 名
労働者代表委員 3 名
使用者代表委員 3 名
事務局 4 名

4 議題

- (1) 北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の改正審議について
- (2) その他

5 議事要旨

- (1) 北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の改正審議について
 - ① 労使代表からの金額再提示の前に労働者代表委員と使用者代表委員による意見交換を行った。
 - ② 使用者代表より、当初の提示額どおり 65 円引上げの 1,015 円 of 金額提示がなされた。
 - ③ 労働者代表から、使用者代表の提示額で合意するとの発言があった。
 - ④ 全会一致で 65 円引上げの 1,015 円、発効日については令和 7 年 12 月 1 日（指定日発効）で結審となった。
 - ⑤ 北海道地方最低賃金審議会長への報告書及び最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用により北海道労働局長への答申文が決議され、答申が行われた。
 - ⑥ その後、事務局より発効までの事務手続について説明があった。
- (2) その他
 - 特に意見等なく閉会となった。